人権と正義

社会的な正義は、「人権」とともに実現する。人権の歴史的意義、自由と並んで人権を保障する「平等」についての原則を明らかにする。

- 1 人権と平等
- ○人権の意義と歴史

「基本的人権」は、全国民の享有する永久不変の権利(『日本国憲法』) である。→① 人権は歴史をつうじて拡大され、確立されるに至った。→②

○人権の内容は、自由と平等の両立にある。

平等についての二大原理 (ロールズ『正義論』)

第一原理:各自が最大限に平等な政治的・思想的自由をもつことの保証

第二原理: 社会的経済的不平等は、それが最も不遇な人々の利益を最大化するよう、配備 し直されなければならない。

- 2 正義としての人権
- ○平等な配慮と尊重を求める権利 (ドゥウォーキン) →③
- ○二つのテーマ――対話に向けて
 - ① 「合理的配慮の義務化」は、何を意味するか?
 - ② 「多様性」(ダイバーシティ)は、なぜ必要なのか? →アファーマティブ・アクション (積極的差別是正措置)の意義→④

[資料]

① 基本的人権の絶対性

「【基本的人権の享有】国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国 民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に 与へられる」『日本国憲法』第一一条」。

② 権利拡張の歴史

「この図では、倫理的な考察の体系内に それぞれの時代に登場する"新しいマイ ノリティ"を加えて図式化しており、それ ぞれに対応する主要な宣言、法律を示して いる」(ロデリック・F・ナッシュ『自然の 権利——環境倫理の文明史』松野弘訳、ちく ま学芸文庫、1999 年、36 頁)

③ 平等な配慮の必要性

「政府は市民に対して支配権を主張し、市民から忠誠を要求するが、このような市民全員の運命に対して平等な配慮(equal concern)を示さないどのような政府も正当ではない。平等な配慮は…政治共同体の至高の徳(sovereign virtue)であり、現代の非常に富裕な国民国家においてさえその富の分配がそうであるように、ある国民国家の富が極めて不平等に分配されているとき、その国家が平等な配慮を示しているか疑わしい」(R. ドゥウォーキン『平等とは何か』「序なぜ平等は重要なのか」小林公他訳、木鐸社、2002年、7頁)。

④ 多様性の意義

「多様性論の支持者が旗印としているのは、共通善学校だけではなく、社会全体の共通善だ。第一に、校内にはさまざまな人種の学生がいることが望ましいとされる。似たような出自の学生ばかりがいるよりも、たがいに学び合えるからだ。……第二に、不利な立場にあるマイノリティを教育し、行政や知的職業の中心分野で指導的役割を果たせるようにすることは、大学が公民的目的を果たし、共通善に貢献することにも役立つ」(M. サンデル『これからの「正義」の話をしよう』鬼澤忍訳、ハヤカワ文庫、2011 年、270 頁)。

「哲学対話」では、『障害者差別解消法』による「合理的配慮の提供義務化」(4.1~) に関する活動報告が行われる。その内容は、「正義」をめぐる今シリーズの文脈では、「平等」のテーマにつながる。基本的人権は、「自由」と「平等」を基礎とする――平等の保障されない社会に人権は認められない。まず基本的人権の法規定を確認してから、平等についての有力な意見を紹介する。

「【基本的人権の享有】国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が 国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民 に与へられる」(『日本国憲法』第一一条)。①

基本的人権の第一の意味は、生命の尊重(生存権)とともに、個人の生き方が自由であること(≒幸福追求権)にある。11条の条文は、つづく13条によって裏づけられている。

「【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】すべて国民は、個人として尊重される。生命、 自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他 の国政の上で、最大の尊重を必要とする」(同第一三条)。

日本国憲法では、このように全国民に基本的人権と自由を認めている。この規定は、永遠不変の原則というものではなく、権利拡張の歴史をつうじてようやく実現したことを忘れてはならない。人権は、古来の絶対的所与ではなく、当該の主体の権利主張と獲得への努力をつうじて、徐々に実現されてきたことを知らねばならない。→「権利拡張の年表」②

個人の自由と平等とは拮抗する。自由と平等のバランスをいかにうちたてるかが、現代の「正義論」のテーマ。個人が自分の幸福を追求する自由によって、社会に競争が生じ、格差が広がっていく。ロールズ『正義論』(1971) は、多様な社会的現実をカッコに入れた「無知のヴェール」に覆われた人々の合意(社会契約)によって、「各自が最大限に平等な政治的・思想的自由をもつことの保証」(第一原理→自由)および「社会的経済的不平等は、それが最も不遇な人々の利益を最大化するよう、配備し直されなければならない」(第二原理→平等)を、正義の二大原理としてうちだした。建前としての自由と不平等の解消(格差是正)をいかに両立させるか、という課題である。

しかし、第二原理(格差原理)を実定法の枠内で具体化することは、容易ではない。実定法的に保障された人権とは区別される「切り札としての人権」として、「平等な配慮と尊重を求める権利」(ドゥウォーキン『平等とは何か』、2000)が主張されている。→③ 憲法上の権利保障だけで覆いつくすことのできない不遇な人々に対して、その人権の平等な扱いを、可能なかぎり制度化する努力が、政府に求められる。ロールズの立場が、個人的自由に重心を置く点で、「リバタリアン」的であるのに対して、政府や国家の役割を強調するドゥオーキンは、「コミュニタリアン」的であると言われる。日本における人権の取り扱いは、競争よりも協調を重視する風土から、後者により傾斜している。

日本社会の場合――『障害者差別解消法』がうちだした「合理的配慮の提供義務化」の理

念は、官公庁だけでなく、事業者に向けて法制化された。配慮の内容が「合理的」であるとは、どういうことか。

→「哲学対話」のテーマ

「合理的配慮」の意味は、内閣府『広報』※が示すとおり、事業者に過度の負担とならない程度に、適度の(rational; reasonable)配慮を義務づける(障害者のニーズに応えるよう、一定の負担を期待するものの、強制はしない)ということ。

「多様性」(diversity) の保証も、人権に関する重大なテーマ。昨年7月に「ダイバーシティ」をテーマに取り上げたさい、affirmative action (積極的差別是正措置)をめぐる合衆国の裁判記事を資料に取り上げた。これに該当する事例が、マイケル・サンデル『これからの「正義」の話をしよう』鬼澤忍訳、ハヤカワ文庫、2011年)に紹介されている。 a.a. の人種優遇措置は、社会的不平等を是正する正義なのか、権利の侵害なのか、をめぐって両論の対立が続く。 a.a. 肯定論は、1)過去に行われた差別の過ちを補償する、2)多様性を促進して共通善を実現する、という二つの名目を掲げている(資料の④は、2に関する箇所)。ちなみに、当時の人種優遇措置を認める連邦裁の判断は、2023年には「違憲」へと逆転した(cf. 2023.7.1『朝日』)。

以上、「合理的配慮」と「ダイバーシティ」については、ひきつづき「哲学対話」で議論 を掘り下げたい。

※「合理的配慮の提供」とは、障害のある人から「社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くために何らかの対応が必要」との意思が伝えられたときに、行政機関や事業者が、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応を行うことです。(2023.3.31)